

# 射水市青少年健全育成のための行動指針

～いじめのない射水市をめざして～

平成25年12月

射水市児童生徒サポート  
ネットワーク連絡協議会



## はじめに

昨今「いじめ問題」が大きな社会問題となっており、情報化の進展の中で、スマートフォンや携帯電話などを利用した今までにないいじめも起きています。平成25年9月には、いじめ防止対策推進法が施行され、「地方いじめ防止基本方針」の策定や「いじめ問題対策連絡協議会」の設置などが求められました。

平成19年に「子ども条例」を制定した射水市では、その後も子どもの生活や行動上の諸問題への対応と予防のための懸命な取り組みがなされてきました。平成24年6月には、家庭、地域、学校が連携を深め一体となって取り組むため、「射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会」が設立され、子どもたちの健全育成やいじめ、問題行動防止について精力的に協議してまいりました。

連絡協議会での検討をふまえて、平成25年3月には射水市議会により「いじめをなくす射水市民五か条」が制定されました。「五か条」は、すべての市民が、射水市民としての誇りを胸に自分を常に正しく律しながら、品格ある生き方を目指すことを目標に、大人たちにも子どもたちの手本となるよう呼びかけています。

また、射水市生徒指導協議会では「いじめのない学校・学級づくりのために」が作成され、学校関係者がいじめ対応能力の向上を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に活用できるよう、市内小中学校全教職員に配布・活用されています。

今回作成したこの「行動指針」は、まず、子どもたちが心豊かに健やかに成長すること、それがひいては、いじめをなくすことにつながることになると考え、子どもたちに関わるうえで家庭、地域、学校のそれぞれが果たすべき役割と連携についてまとめたものです

子どもたちが笑顔で元気に育つ射水市をつくるために、学校関係者はもとより、保護者の皆様、地域の皆様には、この「行動指針」をご一読いただき、子どもたちに寄り添い、子どもたちの心の声を十分に聞いていただきたいと願っています。また、家庭、地域、学校がより密接に連携・協働して取り組んでいかれることを期待しています。「行動指針」が、その一助となれば幸いです。

平成25年12月

射水市児童生徒サポートネットワーク  
連絡協議会 会長 宮田 伸朗



# 目 次

第1章 子どもたちの健やかな成長を願って	
1 家庭の役割	1
(1) 乳幼児期	1
(2) 小学生（低学年～中学年）	3
(3) 小学生（高学年）～中学生	5
2 地域の役割	7
3 学校の役割	9
4 家庭、地域、学校の連携	12
第2章 いじめをなくすために	
1 家庭の役割	13
2 地域の役割	15
3 学校の役割	16
4 家庭、地域、学校の連携	17
参考文献	18
資料	
射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会設置要綱	19
射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会委員名簿	20
射水市いじめ防止指導指針	21
自分を大切にしよう～いじめ防止アピール～	
〈児童・生徒の皆さんへ〉	22
〈保護者の皆さんへ〉	24
〈市民の皆さんへ〉	26
射水市子ども条例	28
相談窓口一覧	30



# 第1章 子どもたちの健やかな成長を願って

家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たすことで、子どもたちが健やかに成長し、さらには、いじめをなくすことにつながります。そのため、家庭、地域及び学校におけるそれぞれの役割について考えてみましょう。

## 1 家庭の役割・・・深い愛情と信頼、思いやりを育む

家庭は、子どもたちにとって最も安心できる場、自分を守ってもらえる場でなければなりません。

子どもは生まれたときからずっと親に世話をされ、保護されています。子どもにとって親は環境そのものであり、親との関わりは子どもの成長に大きな影響を与えます。子どもたちの健全育成や家庭の和を築くために「明るい家庭」、「助け合う家庭」、「尊重し合う家庭」の三つを心がけましょう。

### (1) 乳幼児期

#### ① 乳幼児期における「抱っこ」の大切さを理解しましょう！

赤ちゃんが生まれたときには、自分で食べることや歩くこともできません。生きることのすべてを親に委ねています。この時期にお父さん・お母さんが「抱っこ」をすることは非常に重要です。お父さん・お母さんにしっかりと抱きしめられることで不安が取り除かれ、心が満たされていきます。そして、それが大きな安心感を育むことにつながります。それは生涯を通してその人を支えていくと言ってもいいくらい大切なことです。子どもが不安でお父さん・お母さんに抱っこを求めてきているときには、たとえ小学生くらいになっていても、時には、よしよしと抱きしめてあげましょう。自分を大切に受け止めてくれるお父さん・お母さんへの絶対的な信頼感がしつけへの土台となります。

#### ② しつけは、やさしく9割、きびしく1割を心がけましょう！

しつけというと叱ることと誤解する人がいます。しかし、叱るだけでは本当のしつけはできません。叱られるのが怖いから、びくびくしながら従っているだけで、人の見ていないところでは、やろうとしないものです。

しつけはまず、やさしく丁寧に具体的な言葉や手本を見せて教えることが大切です。丁寧に教えてもらいたいの子どもは上手にできません。上手くできないからといって、叱るだけでは効果はありません。親が一緒になって根気強く教えることが最も大切なことです。できないことを頭ごなしに叱られては、子どもがかわいそうです。できるようになって、それでもふざけたり、故意に約束を破る（守らなかった）ときに初めてきびしく叱るべきでしょう。

### ③ 体を使ってたっぷり遊んで、ぐっすり眠らせましょう！

2～3歳頃になると、何事にも興味津々になり、いたずらも盛んになります。この時期は、体をいっぱい使ってたっぷり遊ぶことが大切です。筋肉や皮膚が鍛えられ、丈夫な体が作られます。遊びを通じて、楽しさをたくさん体験することで、子どもに活力が生まれます。遊びの中でコミュニケーション力が身に付き、ルールも覚えます。遊びは子どもの様々な力を育ててくれる魔法です。十分な配慮をしながら、多少の傷くらいい平気という気持ちでたっぷり遊ばせましょう。昼間に体を使って遊んだ子どもは、夕食をしっかり食べ、早い時間に心地よい眠りにつき、朝は早くすっきり起きることができます。

### ④ 子どもを大切にするとともに、自分も大切にしましょう！

子育ては大切ですが、一日中、わき目もふらず集中していれば、親が疲れ果ててしまいます。子ども（赤ちゃん）は、親のイライラを敏感に察知するものです。

大切な子育てだからこそ、自分の時間をつくるなど、心の健康を保つことが重要です。夫婦で助け合うことはもちろんのこと、ファミリーサポートセンターや保育園の一時保育サービスを利用するなどリフレッシュする時間を持つことが大切です。また、一人で悩まずに、保健センターや子育て支援センターなどにも勇気をもって相談しましょう。親が幸せで笑顔あふれる家庭でないと、子どもは幸せを感じることができません。

### ⑤ 仕事と育児の両立は家族の理解と支援で乗りきろう！

富山県は共働き率が全国5位（平成22年国勢調査）と非常に高く、日頃から忙しい親は子どもと関わる時間が少なくなっています。帰宅後も家事や子どもの世話に追われ、中には、子どもとゆっくり向き合える時間がないと感じている親もおられるのではないでしょうか。家事や子どもの世話を家族みんなで分担するなど、短い時間でも子どもと目を合わせて話を聞き、スキンシップをとることが大切です。子どもにお手伝いをしてもらい、たくさんほめてあげることで家族の思いが高まり、愛情が深まります。

また、近くに祖父母がいる場合は、思い切って子育ての協力を求めるのも良い方法です。祖父母は子育ての経験があるだけでなく、時間的なゆとりを持つ方が多いことから、ゆったりと深い愛情を持って子育ての協力をしてくれるでしょう。



## (2) 小学生（低学年～中学年）

### ① 子どもとしっかり向き合いましょう！

何でも話せる温かい家庭は、子どもたちが「ほっ」とできる心の居場所です。

日頃からじっくり話を聞き、同じ目線で考え、深い関心を払うといった姿勢を親が身に付けることで、子どもは親に愛されていると実感します。

小学校中学年くらいまでの子どもは、学校であった出来事や友達とのやりとりなど、色々なことを聞いてもらいたがっています。この時期に親として、子どもの話を聞き、しっかり向き合うことがとても重要なことです。

さらには、昔ながらの伝承遊びや囲碁・将棋などを通して、祖父母とコミュニケーションを取ることも望まれます。家族みんなでふれ合うことが今後の親子（家庭）関係にも大きく影響してきます。

子どもとしっかり向き合うことで、子どもは愛されていると感じ、安定した気持ちで問題に立ち向かうことができます。

また、日々の生活の中で、良いことをしたときは「ほめる」、落ち込んでいるときには「励ます」、間違った行いにはしっかり教え、叱ることも大切です。

### ② 善悪の判断や正義感などの基本的な倫理観を育てましょう！

家庭は、善悪の判断を育てる場でもあります。また、子どもに信頼され、尊敬される親であり続けるためにも、親自身が社会規範をしっかりと守り、常にお手本を示すことが大切です。子どもが誤った行動をとったときには、「悪いことは悪い」と、はっきり注意しましょう。その際、頭ごなしに叱りつけるのではなく、子どもの話をしっかり聞き、気持ちを受け止めましょう。そうすることで、子どもは自分の行動を振り返ることができます。その上で、正しい考え方や行動の仕方を子どもに教えましょう。

### ③ 規則正しい生活習慣や正しいしつけを身に付けさせよう！

年齢に応じて、自分のことは自分ですることや、買い物や家の掃除などのお手伝いを子どもにさせ、責任と自立を促しましょう。

身の回りを美しく清潔にする習慣を身に付けることは、心身の健康を保つ上で大切なことです。整理整頓の習慣が身に付かない原因として、子どもがする前に親や祖父母がしてしまうことがあげられます。子どもができそうなことは、ぐつと我慢して子どもにさせることが大切です。

子どもにとって家事を手伝うことは、家族の一員としての自覚が深まるだけでなく、家族の連帯感が生まれます。

#### ④ 「早寝早起き朝ごはん」を実践しましょう！

規則正しい睡眠と毎日の朝ごはんは当たり前のことですが、簡単なようでいて、けっこう大変です。でもこれがキチンとできている子どもほど勉強も運動も良くできるというデータもあります。核家族化や共働き世帯が多くなっている現在、親も大変ですが、「早寝早起き朝ごはん」をしっかり習慣づけることが重要です。



### (3) 小学生（高学年）～中学生

#### ① 話せばわかるとは限らないが、話さなければもっとわからない。 だからこそ、話すことが必要です！

夫婦の間、親子の間での会話を増やしていくことが、家庭づくりのすべての基礎になります。夫婦でも親子でも何でも話せる仲でありたいものです。

日々の会話を増やすには、できるだけ一緒に食事をし、お互いにその日にあつたことを話すとか、一緒に家事をしたりスポーツをしたり、また、地域のボランティア活動に参加したりするなどの工夫をすることが大切です。

時には祖父母を交えて家族の歴史や命のつながりについて話し合うことも家族の絆や命の尊さを学ぶ上で重要です。

また、思春期になると、男女ともに身体が急速に成長し始めます。不安やとまどいがないよう、身体の変化について話してあげることが大切です。

#### ② 前向きな親の姿を子どもに見せましょう！

近年は共働き世帯が増加しており、ゆっくりと子どもと接する時間が少なくなっています。しかし、子を思い、より良い将来に向かって努力する親の姿は、しっかりと子どもたちの心に響いているものです。

また、様々な悩みなどは、ひとりで抱え込まず、親類や友人の協力を得たり、地域の相談窓口などを積極的に活用しましょう。各学校には、必要な機関とのつなぎを取ってくれる「スクールソーシャルワーカー<sup>※1</sup>」が派遣されています。気軽に相談してください。

※1 スクールソーシャルワーカーとは、カウンセラーが相談者の心のケアを中心に行うのに対し、家庭環境や友人関係などの面から問題を分析し、解決につなげていく活動を行う専門家のことであります。

#### ③ あなたの生き方が子どもへの最高の教育になります！

これまで勤勉で従順な人が社会から求められましたが、これからは問題を解決するために自分で考え、工夫し、行動する、勇気ある社会人が求められます。

自分の会社の利益だけでなく、家庭や地域、そして社会全体にまで目を配り積極的に関わることができる人に育てるために、まず親自身がその大切さを理解し、努力し挑戦することが大切です。

#### ④ 非行のサインを見逃すな！

子どもが非行に走る前にはいろいろな兆候が現れます。いつも接している親だからこそ、ささいな変化にも気が付きやすいものです。次のような様子が見られ

たら、学校に相談しましょう。

- 心身の不調を訴える。
  - ささいなことに過度に興奮する。
  - 突然、成績が低下したり、登校を逃ったりする。
  - 帰宅が遅くなる。
  - 夜中に外出したり、外泊したりする。
  - 派手な服装や化粧をするようになる。
  - 与えていないお金や物を持っている。
  - 言葉づかいが乱暴になり、周囲の人に攻撃的になる。

## ⑤ いじめのサインを見逃すな！

「いじめ」は、学習や遊びの中での子ども同士のトラブルとは違います。どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであることを認識しましょう。

また、「うちの子に限って」と思わずにお子さんをしっかり見守ってください。

「第2章 いじめをなくすために」の中で「いじめられている子どものサイン」「いじめている子どものサイン」を掲載しています。もし、家庭においてそのような様子が見られたら、「いじめ」のサインかもしれません。お子さんが「いじめられる側」、「いじめる側」になることがあるかもしれないことを意識しておくことが大事です。

おかしいなと思われたら、ためらわずに学級担任などに相談しましょう。

## ⑥ 子どもたちを有害情報から守ろう！

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や携帯電話の無料通話アプリ<sup>※2</sup>の利用などで犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが増えてきています。子どもたちを有害情報から守るために、フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）を設定し、有害情報へのアクセス制限やアプリの利用制限を行いましょう。また、家庭でも次のようなネット利用のルールを決めましょう。ネット利用のルールづくりに当たっては、子どもたちが主体的に関われるよう学校やPTAが連携することも必要です。

- 有害情報が含まれているサイトを見ない。
  - 個人情報、写真画像などを安易に公開しない。
  - ネットで知り合った人とは絶対に会わない。
  - 困ったことは親に相談する。
  - 1日当たりの利用時間を決めておく。など

※2 無料通話アプリとは、主にスマートフォン向けに提供されている、無料でメールや通話ができるアプリケーション（ソフトウェア）のこと。

## 2 地域の役割・・・地域社会全体で子どもを育む

子どもの健やかな成長のためには、地域で子どもたちを育むことが大切です。子どもは、地域の大人とのふれ合いを通して地域の伝統や文化を学び、郷土を愛する気持ちを育んでいきます。保護者も地域の大人として、地域ぐるみで子どもを育んでいく姿勢を持ちましょう。そして、子どもと一緒に地域の活動や行事へ積極的に参加しましょう。

### （1）地域全体で子どもに目を配りましょう！

テレビ・新聞などで子どもたちが犯罪に巻き込まれたり、交通事故にあったりする悲しいニュースが報道されることがあります。このような悲惨な状況を少しでもなくすように、地域の大人として、地域全体で子どもたちを守り、育むという強い意識を持っていただく必要があります。一人一人の人が意識を持つことで、子どもたちが犯罪などに巻き込まれるのを未然に防ぐことが可能になります。不審者情報の提供や不審者への声掛けなど、できることがたくさんあります。地域の大人がすべての子どもを我が子を見るような目であたたかく見守りましょう。

また、子育てがうまくいかないと悩み、引きこもりがちにならないように、母子保健推進員の催しや地域振興会が主催する子ども対象の行事など地域で声を掛け合いましょう。地域の行事に参加することで、親同士が顔見知りになったり、子育てのことや学校のことについて相談し合ったりと、親同士のコミュニケーションも深めていきましょう。

### （2）子どもたちにとって、安全・安心な地域づくりをすすめましょう！

地域は子どもたちの日常の生活舞台であり、豊かな人間性を育む絶好の場です。また、子どもたちを祭りや運動会・地域の行事に参加させることは、ふるさとの良さを実感させることになり、地域社会の果たす大きな役割です。

地域社会がそのような役割を果たしていくためには、子どもたちが安心して遊び生活できる安全な地域づくりが求められています。

### （3）地域の取り組みを活用しましょう！

各地域には、子どもたちの健全育成を支援するためにPTAを始め児童クラブや民生児童委員協議会、青少年健全育成市民会議などが設置されています。これらの組織では、地域の子どもたちの健やかな成長のために様々な取り組みを行っています。

また、市が実施する家庭教育支援講座や家庭教育アドバイザー連絡協議会によ

る子育て井戸端会議など、専門家を交えた様々な催しも開催されています。これらの事業では、子育てのヒントや親として心がけること、気付きを学ぶことができます。さらに、昨今大きな社会問題となっているネットトラブルから子どもたちを守るために、その危険性について地域全体で情報共有する機会をつくることも大切です。そして、これらの事業へ積極的に参加することで、親としてのスキルアップを図るとともに、地域全体で子どもたちの健全育成の気運を醸成しましょう。



家庭教育アドバイザー連絡協議会主催 「子育て井戸端会議」

保護者が一堂に集まる小学校の就学時健康診断を利用して実施している。家庭教育アドバイザーの進行のもと、保護者同士が子育ての悩みや不安を話し合うことで、今後の学校生活や家庭教育に役立てていただくもの。



三ヶ地域振興会主催 H25.2.17(土)

「こどもたちの声に耳を傾けよう地域で取り組む こども支援フォーラム」

### 3 学校の役割・・・全教育活動を通して「生きる力」を育む

学校は、家庭や地域社会と連携し、子どもたちの「生きる力」（＝知・徳・体のバランスのとれた力）を育むことを目指します。

（1）学校は、子どもとの信頼関係を基盤に、子どもたちの自尊感情や自己肯定感を高め、「生きる力」を育みます。

① 自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」を育てます。

- ・基礎的、基本的な「知識や技能」などを確実に身に付けさせます。
- ・「学ぶ意欲」を引き出し、学習の仕方を身に付けさせます。
- ・自ら考え、判断する力や表現する力を身に付けさせます。

② 他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」を育てます。

- ・社会性や協調性を身に付けさせるとともに、優しさや正義感などの豊かな心を身に付けさせます。

③ たくましく生きるための心身の健康や体力を育てます。

（2）学校は、自らの役割を果たすため、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めます。

子どもたちの「生きる力」は、多くの人と関わり、様々な体験を重ねていく中で育まれるものであります。また、社会の変化に伴い、多様化・複雑化するニーズに学校の力だけで対応していくことは困難となっており、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深める必要があります。

① まず、学校のことに関心を持ってもらい、よく知ってもらいます。

学校のことや子どもたちのことを誰よりも関心を持って知ってもらいたいのは、保護者です。さらに、地域には、保護司、民生委員児童委員・主任児童委員の方などをはじめ、様々な方々が子どもたちの健全育成のために活躍されています。この方々にも、学校のことをよく知ってもらうことから始めます。その際、学校からの積極的な情報公開が重要です。地域社会との相互理解と信頼関係を構築するためには丁寧でわかりやすい情報を発信する必要があります。

## ② 次に、目標（目指す子ども像）を共有します。

学校と保護者とが、目標（目指す子ども像）を同じにします。その上で、その目標を地域に広めていきます。地域ぐるみで、どのような子どもを育てていくかという共通の目標を持つことが大切です。

## ③ その後、地域ぐるみでの情報交換や意見交換の場を設けます。

共有した目標の達成に向けて、家庭、地域、学校が各自の具体的な役割を分担したり、協力したりします。その際には、双方が納得できるプロセスが不可欠であり、一方からの押し付けとならないように留意します。

### 「発達段階に応じた友達・人間関係づくり」

#### ○小学生（低学年）

自分だけの世界ではなく、周りにいる友達に目が向いてくる時期です。友達と関わりを持とうと声を掛けたり、一緒に行動しようと誘ったりすることが増えます。その反面、相手に断られて感情的になり、喧嘩になることもあります。感情が一時的に激しいこともあります。ゆっくりと両方の子どもの言い分を聞き、互いに納得させることができます。学校と家庭は、冷静に連絡を取り、互いによい関係をつくることが必要です。

#### ○小学生（中学年）

興味や関心が同じ者同士で、グループをつくり始める時期です。中心となる子を真似て、同じ行動をとろうとしますが、興味や関心が変わったり、中心となる子が変わったりする度に、グループも変化します。その際に、喧嘩やいさかいなどの人間関係のトラブルが生じることもあります。感情に流されない客観的な言動や集団での規律を学ぶことが大切になります。また、他との関わりの中で、ものごとを成し遂げる喜びを味わうことが大切な時期です。

学校では、「よいこと見つけ」などで、友達のよい面に気付く機会をつくったり、子どもの優れている力をほめる場を設けたりしています。家庭でも友達のよさに気付かせるとともに、子どものよさを認めるような声掛けが大事です。

#### ○小学生（高学年）～中学生

集団の中での自分の位置が見えてくる時期です。自分の存在感を確認できるよう、周りに働きかけるようになります。特に、自己有用感が高まり、人のために役立つことに大きな喜びを感じます。小さな行動も、その子なりに精一杯頑張ってのことなので、周りから認められることが大きな励ましとなります。素直な感情表現が苦手な時期だけに、その子に合った適切なフォローが必要となります。

学校では、運動会や学習発表会などの行事で、子どもが活躍する場面を多くし、一人一人が力を發揮できるよう工夫しています。家庭では、子どもの活躍を結果だけで捉えず、その子の努力を認めるようにしていただきたいです。また、学校と家庭で情報を共有できるよう「学校の便り」や「ホームページ」など、学校からの情報発信に注意を払うことが大切です。

中学生になると、二次性徴の出現や異性への興味の芽生えなどによって、「人に言えない」悩みが多くなります。そのため、小学生に比べて周囲の人がはつきりと悩みの内容をつかむことが難しくなります。また、大人への仲間入りの願望が強くなり、大人の世界に非常に強い興味・関心をもつ反面、純粋なものに対する憧れから大人を否定して反発する気持ちを生み出します。その結果、規律に反発しようとする友達と同調しようとすることもあります。

さらに、自分の学力や能力を自覚し始めたり、自分の進路を考え始めたりするため、「努力してもできない」「将来に向けて希望が持てない」など、それに伴う悩みも多くなります。特に、3年生になると「自分の成績が気になる、成績が下がった」、「自分の入れる高校があるかどうか心配だ」など、高校進学についての具体的な悩みが多くなります。

いずれにしても、子どもを信頼して見守り、家族が応援していることを伝えることが大切です。



## 4 家庭、地域、学校の連携

家庭、地域、学校がそれぞれの役割分担を自覚し、連携・協力しながら、地域社会全体で、未来を担う子どもたちの豊かな学びを支えていきます。

### (1) 子どものサインに気付く

「家庭の役割」の中で、「非行のサインを見逃すな!」、「いじめのサインを見逃すな!」とありますが、子どもが発するサインの中には、非行やいじめだけでなく虐待、体罰、災害や事故、大切な人を失う喪失体験などでも表れるものがあります。

こうした点を踏まえ、子どもの周辺にいる大人がそれぞれの立場や役割から、慎重かつ柔軟な視点で子どもを見守り協力し合うことが大切です。

### (2) 社会全体で子どもを育てる活動例

#### ① あいさつ運動

各学校では、PTAの協力を得ながら、実施日を統一するなど連携して取り組んでいますが、今後は、地域も巻き込み、全市的な活動としていきます。

#### ② 地域行事への積極的参加

たくさんの子どもたちが参加できるよう、開催については、地域と学校が調整します。また、PTAにも働きかけ、親子での参加を促進します。

#### ③ 子ども支援フォーラムの開催

子どもたちの声に耳を傾けようと地域振興会が主催し、地区の小中学生の「いのちの大切さや日頃の体験を通しての作文」の発表や、中学生による「いじめをなくす提言」、住民と学校との意見交換などを実施しました。

#### ④ 「じいちゃんばあちゃんの孫育て談義」

忙しい親に代わって子育てをする祖父母を対象にした新しい取り組みです。この孫育て談義は、祖父母の家庭教育力の向上を図るとともに、祖父母を通して、孫の親が子育て・家族についての課題を再認識していただくものです。

また、地域振興会単位で実施することにより、地域の教育力の向上も併せて期待するものです。

#### ⑤ 親を学び伝える学習プログラム

親学び推進リーダーや家庭教育アドバイザーなどの協力を得て、学校、PTA、地域単位で実施します。親同士が子育ての悩みや課題を語り合いながら、子どもたちの育ちに本当に必要なことは何かを一緒に考え、親も子も共に成長できるよう期待した取り組みです。

## 第2章 いじめをなくすために

いじめ問題については、学校での取り組みはもちろんですが、家庭や地域での理解や協力が必要であり、学校と家庭、地域が連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいかなければなりません。

### いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものです。(いじめか否かの判断は、いじめられる側の感じ方を尊重します。)

### 1 家庭の役割・・・保護者の皆さんへお願い

#### (1) お子さんに寄り添ってください

いじめ発見の大きなきっかけのひとつが保護者の皆さんからの訴えです。子どもたちは、「親を心配させたくない」「さらにいじめられるのではないか」という思いから、いじめられている事実を言わないことがあります。でも、心の中では「つらい、苦しい、早く気付いて」と思っています。

また、いじめをしている子どもの多くは、様々なストレスを抱えていると言われています。

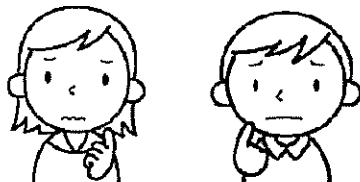
日頃からお子さんと過ごす時間を作りお子さんが安心できる家庭づくりに努め、お子さんの話を聞いたりお子さんの様子をしっかりと把握してください。学校で行われるアンケート調査や面談の実施を機会に、家庭でも、いじめについて話し合ってみてください。

#### (2) お子さんの様子の変化に気付いてください

日頃のお子さんの様子の小さな変化に気付くことが、いじめの早期発見や防止につながります。

家庭でのお子さんの様子はどうですか。

次に、家庭でキャッチできる「いじめられている子どものサイン」「いじめている子どものサイン」を掲載しておりますので参考にしてください。



〈いじめられている子どものサイン〉

- 登校を渋ったり、「ただいま」の声になんとなく元気がなくなったりする。
- 表情がさえず、おどおどした様子が見られる。
- 衣服に汚れや破れ、すり傷などが見られる。
- 持ち物をなくすようになったり、買い与えていない物を持っていたりする。
- 学校のことを話したがらない。
- 無気力になったり、食欲がなくなったりする。
- 親しくしていた友達との行き来がなくなり、外出しないようになる。
- 友達や先生（指導者など）に対する不満を口にすることが多くなる。
- 金遣いが荒くなったり、金品を持ち出したりする。
- 家族との接触をさけ、何か隠しているような気配が感じられる。

など

〈いじめている子どものサイン〉

- 言葉づかいが荒くなり、友達に対して命令口調になる。
- 反抗的な態度を取るようになる。
- すぐ怒ったり、文句を言ったりする。
- 与えた以上のお金を持っている。
- 買い与えていない物を持っている。

など

### (3) すぐに相談をしてください

〈いじめにあっているのではないかと感じたら〉

お子さんの思いをしっかりと受け止め、「あなたを絶対に守る」と安心感を与えてあげてください。また、抱きしめたり、手を握りしめたりして、スキンシップを図り親の愛情を伝え、かけがえのない大事な存在であると伝えましょう。

〈いじめをしているのではないかと感じたら〉

「いじめをすることはどんな理由があっても決して許されない行為であることを伝え、いじめを繰り返さないという気持ちになるまで寄り添ってください。

〈いじめを傍観しているのではないかと感じたら〉

傍観者になってしまったことの理由を聞き、気持ちを受け止めるとともに、「いじめの周囲において、はやし立てたり傍観したりすることもいじめていることと同じである」ということを伝えてください。

お子さんがいじめに関わっているのではないかと感じたら、すぐに学校に相談してください。各種相談窓口もご利用ください。（資料30ページ）

## 2 地域の役割・・・地域の皆さんへお願い

### (1) 登下校時の子どもたちを見守ってください

現在、各地区で多くの見守り隊を結成していただき、子どもたちが安全に登下校できるよう見守っていただいているところです。今後、見守り隊が更に拡大するようご協力ください。

また、地域の皆様には、登下校する子どもたちに「おはよう」、「おかえり」などと一声かけていただきますようご協力ください。

### (2) 学校へ情報提供してください

一人でさびしそうに登下校している子どもや荷物持ちをさせられている子ども、遊び場所で悪口を言われていたり、仲間はずれにされている子どもを見かけられた場合や、あいさつをしないなど、様子がおかしいなと思われたら、ささいなことでも学校へお知らせください。

### (3) 子どもたちと地域がふれ合う機会をつくってください

地域行事を実施される際は、学校の行事日程と重ならないように学校と日程調整を行うなど、子どもたちが参加しやすいように配慮してください。

### (4) 学校運営に協力してください

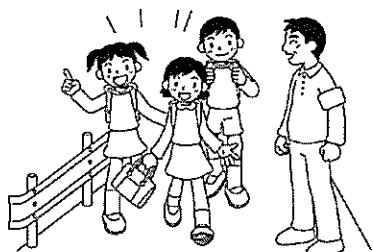
学校では、いじめの防止に向けた様々な取り組みを行っていますが、学校だけでは限界があるのが現状です。

ボランティアなど学校から学校運営に関する協力依頼を行った場合は、積極的にご協力ください。

### (5) スポーツ少年団や各種習い事の先生方へ

体罰はもちろん、子どもを傷つけるような言葉での指導ではなく、愛情を持って接し、温かい言葉で指導してください。

また、スポーツ少年団においては、勝利至上主義になることなく、運動の楽しさや仲間意識と思いやりを育てることが中心となるよう取り組むことが大切です。大人の方も過熱的な応援とならないよう気をつけましょう。



### 3 学校の役割

学校では「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という強い認識を持ち、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を子どもに徹底させます。また、定期的ないじめアンケート調査や学級満足度調査などを実施するとともに、子どもに寄り添い、子どもの自尊感情・自己肯定感を高める取り組みを積極的に行います。

また、携帯電話やインターネット上のいじめが大きな問題となっており、教員の目に見えにくく、早期発見、早期対応が困難になっています。現状について学んだり、保護者や警察との連携を強化していかなければなりません。

本市は、平成24年度に、いじめを防止するため「いじめ防止指導指針」を制定しています。各学校では「いじめ防止指導指針」に基づき、相談体制の構築、校内体制の見直し、小中学校の連携、関係機関との連携、思いやりの心の醸成に努めてきました。

いじめをなくすために基盤となる教員の行動は、次のとおりです。

- ①学校教育活動全体で、自尊感情を高めること。
- ②いじめを見抜く感性を磨くこと。
- ③不安や悩みを受容できる姿勢を持つこと。
- ④「自信」と「やる気」を引き出す授業に努めること。
- ⑤心の居場所づくりに努めること。
- ⑥一人一人の心の理解に努めること。
- ⑦いじめは許さないという学級風土をつくること。
- ⑧互いに個性を認め合う学級づくりに努めること。
- ⑨いじめを受けた子どもを最後まで守ること。
- ⑩教師間で情報を共有し、連携・協力して問題の解決に当たること。
- ⑪いじめ対応については、研修などを通して全教員が共通の認識を持つこと。
- ⑫子どもや保護者からの声に誠実に答えること。

※ このような行動を基本とし、いじめ対応能力の向上を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、生徒指導主事を中心とした射水市生徒指導協議会が「いじめのない学校・学級づくり」を作成しています。

## 4 家庭、地域、学校の連携

### (1) 射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会の設置

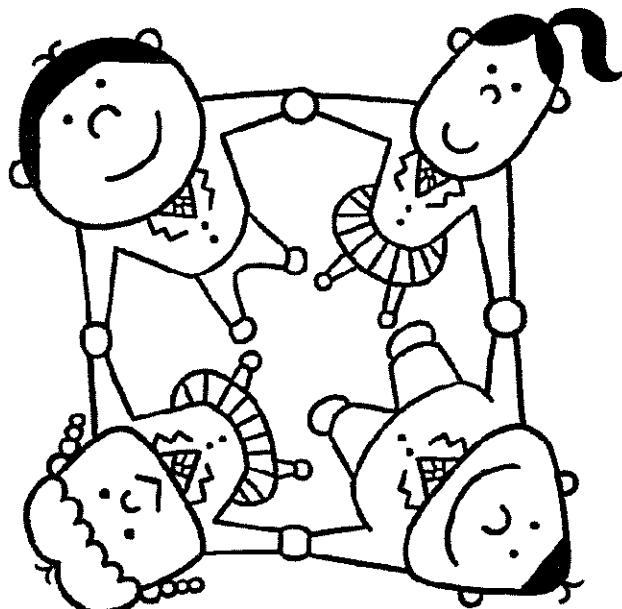
市では、各中学校区（小学校を含む）ごとにいじめ対策協議会を設置し、いじめや問題行動について話し合っています。また、各協議会間で必要な情報交換と支援の内容を協議する「市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会」を設置し、児童生徒のいじめや問題行動に対し、家庭、地域、学校が連携を深め一体となって取り組んでいます。

### (2) 行動指針の周知

子どもたちが健やかに育つため、家庭、地域、学校のそれぞれの役割について広く市民の皆さんに周知していきます。

### (3) 開かれた学校

いじめ問題に関しては、学校が中心となって取り組むことはいうまでもありません。学校は、家庭や地域に対し懇談会や学校だよりなどを通じて、積極的にいじめ問題の状況や取り組みを公表し、保護者や地域住民の理解や協力を得るように努めます。また、校内いじめ対策委員会や中学校区いじめ対策協議会の中で、保護者や地域と具体的な事例をあげ、解決に向け連携していきます。



## 参考文献

- ・ドキドキ子育て 家庭教育手帳 乳幼児編 - 富山県版 - 文部科学省
- ・ワクワク子育て 家庭教育手帳 小学生（低学年～中学年）編 - 富山県版 - 文部科学省
- ・イキイキ子育て 家庭教育手帳 小学生（高学年）～中学生編 - 富山県版 - 文部科学省
- ・小学生の理解のために - 平成 25 年度 - 富山県教育委員会
- ・中学生の理解のために - 平成 25 年度 - 富山県教育委員会

# 資料



## 射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会設置要綱

### (設置)

第1条 児童生徒のいじめや問題行動に対し、学校、地域及び家庭が、連携を深め一体となつて取り組むため、射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、児童生徒のいじめや問題行動への適切な支援を図るために、必要な情報の交換を行うとともに、児童生徒に対する支援の内容に関する協議を行う。

### (組織)

第3条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 各中学校区問題行動等対策協議会代表
- (2) 射水市民生委員児童委員協議会代表
- (3) 射水保護司会代表
- (4) 青少年育成射水市民会議代表
- (5) 射水市教育相談室相談員
- (6) 射水市スクールソーシャルワーカー代表
- (7) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、隨時開催する。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、教育委員会教育総務課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成24年5月28日から施行する。

射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会

委員名簿		
	組織	委員名
1		新湊中学校区代表(3校PTA連絡協議会代表) 加治 定勝
2		新湊南部中学校区代表(南部地区思いやり推進協議会代表) 永田 篤儀
3	各中学校区問題行動対策協議会代表	射北中学校区代表(校区健全育成協議会代表) 岩脇 聰
4		小杉中学校区代表(児童生徒健全育成協議会代表) 山崎 一佳
5		小杉南中学校区代表(児童生徒健全育成協議会代表) 成田 廣昭
6		大門中学校区代表(健全育成連絡協議会代表) 角谷 益孝
7	射水市民生委員児童委員協議会代表	会長 盛光 文雄
8	射水保護司会代表	会長 米澤 治夫
9	青少年育成射水市民会議代表	会長 村田 郁雄
10	射水市教育相談室相談員	東 美津子
11	射水市スクールソーシャルワーカー代表	宮原 三千代
12	学識経験を有する者	富山国際大学子ども育成学部長 教授 宮田 伸朗
13		臨床心理士 山本 隆紫

※平成24年度委員

奈古・新湊西部中学校区代表(4校PTA連絡協議会代表) 越後 嘉一  
 小杉中学校区代表(児童生徒健全育成協議会代表) 仙田 也寸志  
 大門中学校区代表(健全育成連絡協議会代表) 野村 渉

平成24年2月

## いじめ防止指導指針

射水市教育委員会

### <喫緊の対策>

- 1 定期的な悩み調査や面談を実施する。(各学期1回以上)
- 2 調査結果や面談・指導記録を集積する。
- 3 教育相談や指導を行う校内の基準やルール、相談体制を構築する。  
※ 生徒指導主事を中心に、スクールカウンセラー・カウンセリング指導員・特別支援教育コーディネーター・スクールソーシャルワーカーの連携を図る。
- 4 いじめの防止に関する情報の共有と共通理解のもとで、効果的な対応ができるよう校内体制を見直す。
- 5 小中連絡会等を通して、児童生徒の情報交換を確実に行う。  
※ 入学前の情報を的確に把握する。  
　　いじめ・不登校・問題行動等以外にも、支援を要する児童生徒の状況を把握する。
- 6 関係機関と連携し、指導助言や支援を得る。  
※ 市教育委員会・市教育センター・教育事務所・県総合教育センター・警察署・児童相談所等
- 7 他者を尊重する思いやりの心を育て、児童生徒の健全な成長を図る教育活動の充実に努める。  
※ 児童会活動・生徒会活動等、児童生徒の主体的な活動に積極的に取り組む。
- 8 学校評議員やPTA役員、保護者に生徒指導に関する状況を報告し、教育活動への協力を求める。
- 9 保護者会や家庭訪問を通して、児童生徒の悩みや生育歴における課題等の情報収集に努める。



# 自分を大切にしよう ～いじめ防止アピール～

平成24年4月1日

児童・生徒の皆さんへ

射水市教育委員会

## [自分を大切にしよう]

皆さんには充実した毎日を送り、大人へと成長してほしいと願っています。大人になると言うことは、自分の考えを持った社会人になるということです。そのためには、自分に自信を持っていなければなりません。

自分に自信を持つ第一歩は、「自分は大切な存在である。」と思い、自分を大切にすることです。

あなたが生まれたとき、お父さんとお母さんだけでなく、多くの人が喜びました。はいはいをしたり、初めて歩いたりと成長をしていくごとに、あなたは周囲の人々に大きな喜びを与えてきました。あなたの成長していく姿は「命の輝き」なのです。あなたの「命の輝き」は、家族だけでなく周囲のみんなを幸せにしています。

あなたは、あなた自身のために大切なのはもちろんです。それだけでなく、気づいていない人もいると思いますが、あなたは、すべての人にとって大切な人なのです。

東日本大震災の大津波で家族全員を失ってしまった男の人が、「家族がみんななくなってしまった、生きていてもしょうがないと思ったが、ふと、生きているのかなと思った。」と言って、復興の仕事にがんばっている様子が放送されました。あなたの「命の輝き」は、あなただけのものではないのです。すべての人のために、あなたの「命の輝き」を使ってほしいのです。

## [悩んでいるあなたへ]

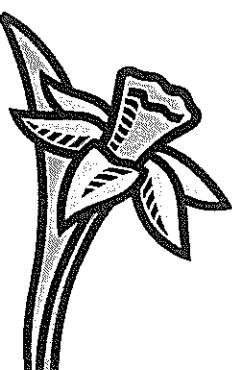
大人へと成長しているあなたは、毎日、楽しいことや苦しいことに出会っていることだと思います。勉強や友達のことでの悩みで悩んでいる人もいると思います。悩みに押しつぶされて「どうせ自分はだめな人間だ。なにもできない。」と考えてはいませんか。

皆さんは、金子みすゞという人のこんな詩を知っていますか。

わたしも両手をひろげても、  
お空はちっともとべないが、  
とべる小鳥はわたしのように、  
じべたをはやくは走れない。

この詩の最後は、次のように結ばれています。

鈴と、小鳥と、それからわたし、  
みんなちがって、みんないい。



この詩に曲をつけ、目の不自由な女性の歌手が、後輩の目の不自由な子どもたちに歌つてあげている様子を見たことがあります。それは、「後輩のみんな、目が不自由だからと言って自信を失ってはいけないよ、みんなには、ほかにできることがたくさんあるのだから。」と言っているように思いました。

一人で悩んではいけません。一つのことがうまくできないからといって、自分はダメなのだと思ってはいけません。あなたには、あなたにしかできないことがあるのです。あなたの「命の輝き」を与えてきた人たちは、きっとあなたを応援しています。お父さん、お母さん、先生、友達など相談する相手はたくさんいます。そして、悩みを乗り越えると、あなたは今よりずっと強くなります。自分を大切に、自分を信じて行きましょう。あなたには、よいところがたくさんあるのです。

#### [いじめについて]

皆さんの悩みのなかにいじめがあります。いじめは相手を一方的に追いつめます。いじめは相手をたいたいたりすることだけではありません。悪口を言う、いやがらせをする、仲間はずれにするなどもいじめです。ですから、自分がいじめていることに気がついていない人もいるかもしれません。しかし、いじめを受けている人の苦しみは大きく、苦しみから逃げることができないのです。

人は皆、命の輝きを持った、かけがえのない存在です。命の輝きを持った人が、命の輝きを持った大切な人をいじめることは、決して許されません。

互いに違った個性を持つた人々が集まって仲間となるのですから、それぞれの違いを認め合い、許し合うことが大切です。

#### [いじめをしている人に]

そのいじめを、すぐにやめましょう。

いじめや仲間はずれなど、人にされていやなことは人にしないというのが、人間としての基本的なルールです。あなたは将来、仕事などで多くの人と協力し合わなければなりません。仲間はずれや、いやがらせ、そして弱いものいじめは、人としての成長に害があります。

また、あなたのにある、正しいことを行おうとするまっすぐな心をねじ曲げてしまいます。いじめをするごとに、あなた自身の心は傷ついていくのです。

がまんする心や、思いやりの心を育てましょう。

いじめを見て見ぬふりをしている人も、人を苦しめていることになります。周りの大人に知らせるなどして、いじめをやめさせる努力をしてください。

#### [いじめを受けて悩んでいる人に]

あなたに一番伝えたいことは、あなたは一人ではないということです。あなたを応援している人は必ずいます。

いじめの悩みを、心の中に閉じこめてはいけません。悩みや思っていることを言葉にしましょう。一番打ち明けやすい人に話しましょう。どう表せばよいか分からない悩みでも、お父さんやお母さん、そして先生に相談しましょう。あなたを助ける人は必ずいます。あなたは必ず守られます。

なかなか相談できない人は、教育委員会や教育センターに電話したり、相談電話を使ってください。手紙や、メールでもかまいません。

「輝く命」を持ったみなさんは、自信と誇りをもってきらきらと輝かなければならないのです。

## 自分を大切にしよう ～いじめ防止アピール～

平成24年4月1日

保護者の皆さんへ

射水市教育委員会

### [自分が大切な存在であるという心を育てる]

昨年、将来ある中学生が自ら命を絶つという痛ましいことがありました。ご両親の悲しみと、何故我が子を失わねばならなかったのかという思いは、いかばかりかと推察します。学校と教育委員会も少年の思いに寄り添えなかつたことを、重く受け止めています。

「自分には生きていく価値がない。」という思いから命を絶つ人が多いと言われます。これから大人になろうとする少年期や青年期にある若者にとって、「自分は価値ある存在である。」という実感は、「自分は愛されている。自分は大切にされている。」という安心感から生まれてくるのではないでしょか。この感覚は、お子さんの誕生以来続けられているシンシップも含んだコミュニケーションによって培われます。どうか、お子さんを愛情いっぱいに育てていただきたいと思います。家族の愛情が自信となり、お子さんは困難に挑戦し、成功と挫折を繰り返しながら、自分の価値を高めて行きます。

もちろん、先の中学生のご家族は、十分にお子さんを大切に思っておられました。大切に思っていたからこそ、なおさら、「こんなに大切に思っていたのに。」「もっともっとするべきことがあったのではないか。」との、悔恨の思いを強く持たれています。子どもを理解し、親の思いを伝えることは、親にとっては難しいことです。しかし、難しくても、子どもにとって大切であり、あきらめずに続ければならないことなのです。

### [悩みについて]

子どもは成長するにつれて、自分の思いと現実が合致しないことがあることに気がつきます。そして、自分の思いが実現しないことで、いらだちや悩みがつのってきます。このような若者のいらだちや悩みは、成長の証と言えます。

若者は、自らの理想を完璧に成し遂げたいと思うものです。しかし、誰にも、できることとできないことがあります。人と比べてできないことに悩むのではなく、自分の得意なことを見つけ、努力する習慣を身につけることが大切なのでしょうか。「できないことは残念だが、できる範囲でしっかりやっていこう。」という姿が、自分に自信を持った自立した姿であると思います。

できないことを責め、できるように叱咤激励するのではなく、できることをほめ、応援することが若者の成長には必要です。子どもの個性を認め、温かく見守りたいものです。

### [いじめについて]

私たちは社会生活を営むため、他人と交わらなければなりません。他人は自分とは違う考え方を持っていますから、その違いに違和感を感じたり反発を感じたりします。私たちは、自分とは異質なものを否定し、排除しようとする気持を持っています。私たちが持っている異質なものを排除する気持が、うまくコントロールされず、特定の人に集中されると、いじめが起きることになります。私たちには誰しもいじめをする危険性を持っているとも言えます。

しかし、私たちは、互いの考え方の違いを際だたせたり、対立するのではなく、気持をコントロールし、話し合いなどをして協調や妥協をして社会生活を営んでいます。そして、子どもは親や家族さらには周囲の大人の、違いを克服していく姿を見て育っていくのです。他人と協調していくためには、相手を思いやる心、がまんする心、寛容な心などが働いています。ですから、子どもにこれらの心を育てるためには、周囲の大人の役割は大変大きいと言えます。

いじめは、一方的に行われる、陰湿で卑怯な行為です。いじめられる側の反論や弁明を許さない、人権を侵害する行為です。すべての人が、思いやりの心、がまんする心、寛容な心などを育て、いじめのない社会を目指そうではありませんか。

#### [いじめをしている人に]

いじめをすぐにやめさせましょう。

いじめを行っている側は、いじめているという認識がないことがあります。「このくらいなら」と思っていても、いじめられている側には耐え難い苦痛なのです。一方的に苦痛を与えることは、決して許されることではありません。

お子さんがいじめる側にならぬように、相手の気持ちを思いやる心、気に入らないことでもがまんする心、違いを受け入れる寛容な心、そして弱いものいじめをしない強い心を育てるよう、家庭でも配慮していただきたいと思います。

いじめを行う子どもは、自身にいろいろな問題を抱えていると言われます。家庭での居場所、勉強など様々な欲求が満たされない不満などが考えられます。子どもが将来、大人になるためには、このような不安や不満を少しでも解消して、落ち着いた生活をさせることが大切です。いじめを続けさせることは、相手を思いやる心などの社会生活を営む上で必要な能力を毎日失っていくようなものです。

学校では、いじめを行っている子どもに対しては、教員やスクールカウンセラーによる相談など様々な指導を行っていきます。各ご家庭にも協力をお願いし、子どもの健全な成長を図って行きたいと考えています。しかし、それらの指導によっても改善が見られない場合は、「他の児童に、…心身の苦痛を与える行為…を繰り返し…他の児童の教育に妨げがある」ものとして法律に基づき、出席停止を命ずることも考えられます。

#### [いじめを受けて悩んでいる人に]

いじめを受けている子どもは苦悩の中にいます。周りの人たちすべてが全力で助けなければなりません。

いじめを受けている子どもには、いじめの事実を隠し、がまんしてしまう傾向があります。学校では、面談やアンケート調査などで、いじめ被害の把握に努めていますが、ご家族だけでなく、いじめの噂を聞かれた方も、学校や教育委員会に一報いただければ幸いです。

いじめを受けた子どもは心が弱っています。学校ではスクールカウンセラーによる相談も可能です。それにもまして、ご家族の信頼や応援が、「自分は一人ではない」という思いを強くさせるのに大切です。あらゆる手段を用いて、お子さんが「自分は守られている。」と思えるよう、がんばりましょう。

学校や教育委員会は、お子さん方の健全な成長のため、なお一層いじめの撲滅に努力してまいります。

いじめを受けて心配されている場合だけでなく、いじめを行っているのではないかと心配されている場合も、学校だけでなく、様々な相談窓口があります。遠慮せずに活用してください。

## 自分を大切にしよう ～いじめ防止アピール～

平成24年6月1日

市民の皆さんへ

射水市教育委員会

市教育委員会では、いじめのない社会を目指し、市内全小中学校の児童生徒と保護者の皆さんに、この「自分を大切にしよう～いじめ防止アピール～」児童生徒用、保護者用をそれぞれ配布しました。

いじめ防止は、学校での取り組みはもちろんですが、地域や家庭での理解と協力が必要であり、学校と地域・家庭が連携しながら取り組んでいくことが大切であると考えています。

子どもたちの健やかな成長のため、市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

### 自分を大切にしよう～いじめ防止アピール～（保護者用）

#### [自分が大切な存在であるという心を育てる]

これから大人になろうとする少年期や青年期にある若者にとって、「自分は価値ある存在である。」という実感は、「自分は愛されている。自分は大切にされている。」という安心感から生まれてくるのではないかでしょうか。この感覚は、お子さんの誕生以来続けられているキンシップも含んだコミュニケーションによって培われます。どうか、お子さんを愛情いっぱいに育てていただきたいと思います。家族の愛情が自信となり、お子さんは困難に挑戦し、成功と挫折を繰り返しながら、自分の価値を高めて行きます。

子どもを理解し、親の思いを伝えることは、親にとっては難しいことです。しかし、難しくても、子どもにとって大切であり、あきらめずに続ければならないことなのです。

#### [悩みについて]

子どもは成長するにつれて、自分の思いと現実が合致しないことがあることに気がつきます。そして、自分の思いが実現しないことで、いらだちや悩みがつのってきます。このような若者のいらだちや悩みは、成長の証と言えます。

若者は、自らの理想を完璧に成し遂げたいと思うものです。しかし、誰にも、できることとできないことがあります。人と比べてできないことに悩むのではなく、自分の得意なことを見つけ、努力する習慣を身につけることが大切なのではないでしょうか。「できないことは残念だが、できる範囲でしっかりやっていこう。」という姿が、自分に自信を持った自立した姿であると思います。

できないことを責め、できるように叱咤激励するのではなく、できることをほめ、応援することが若者の成長には必要です。子どもの個性を認め、温かく見守りたいものです。

#### [いじめについて]

私たちは社会生活を営むため、他人と交わらなければなりません。他人は自分とは違う考え方を持っていますから、その違いに違和感を感じたり反発を感じたりします。私たちは、自分とは異質なものを否定し、排除しようとする気持を持っています。私たちが持っている異質なものを排除する気持が、うま

くコントロールされず、特定の人に集中されると、いじめが起きることになります。私たちには誰しもいじめをする危険性を持っているとも言えます。

しかし、私たちは、互いの考え方の違いを際だたせたり、対立するのではなく、気持ちをコントロールし、話し合いなどをして協調や妥協をして社会生活を営んでいます。そして、子どもは親や家族さらには周囲の大人の、違いを克服していく姿を見て育っていくのです。他人と協調していくためには、相手を思いやる心、がまんする心、寛容な心などが働いています。ですから、子どもにこれら的心を育てるためには、周囲の大人の役割は大変大きいと言えます。

いじめは、一方的に行われる、陰湿で卑怯な行為です。いじめられる側の反論や弁明を許さない、人権を侵害する行為です。すべての人が、思いやりの心、がまんする心、寛容な心などを育て、いじめのない社会を目指そうではありませんか。

#### [いじめをしている人に]

いじめをすぐにやめさせましょう。

いじめを行っている側は、いじめているという認識がないことがあります。「このくらいなら」と思っていても、いじめられている側には耐え難い苦痛なのです。一方的に苦痛を与えることは、決して許されることではありません。

お子さんがいじめる側にならぬように、相手の気持ちを思いやる心、気に入らないことでもがまんする心、違いを受け入れる寛容な心、そして弱いものいじめをしない強い心を育てるよう、家庭でも配慮していただきたいと思います。

いじめを行う子どもは、自身にいろいろな問題を抱えていると言われます。家庭での居場所、勉強など様々な欲求が満たされない不満などが考えられます。子どもが将来、大人になるためには、このような不安や不満を少しでも解消して、落ち着いた生活をさせることが大切です。いじめを続けさせることは、相手を思いやる心などの社会生活を営む上で必要な能力を毎日失っていくようなものです。

学校では、いじめを行っている子どもに対しては、教員やスクールカウンセラーによる相談など様々な指導を行っていきます。各ご家庭にも協力をお願いし、子どもの健全な成長を図って行きたいと考えています。しかし、それらの指導によっても改善が見られない場合は、「他の児童に、…心身の苦痛を与える行為…を繰り返し…他の児童の教育に妨げがある」ものとして法律に基づき、出席停止を命ずることも考えられます。

#### [いじめを受けて悩んでいる人に]

いじめを受けている子どもは苦悩の中にいます。周りの人たちすべてが全力で助けなければなりません。

いじめを受けている子どもには、いじめの事実を隠し、がまんしてしまう傾向があります。学校では、面談やアンケート調査などで、いじめ被害の把握に努めていきますが、ご家族だけでなく、いじめの噂を聞かれた方も、学校や教育委員会に一報いただければ幸いです。

いじめを受けた子どもは心が弱っています。学校ではスクールカウンセラーによる相談も可能です。それにもまして、ご家族の信頼や応援が、「自分は一人ではない」という思いを強くさせるのに大切です。あらゆる手段を用いて、お子さんが「自分は守られている。」と思えるよう、がんばりましょう。

学校や教育委員会は、お子さん方の健全な成長のため、なお一層いじめの撲滅に努力してまいります。

いじめを受けて心配されている場合だけでなく、いじめを行っているのではないかと心配されている場合も、学校だけでなく、様々な相談窓口があります。遠慮せずに活用してください。

## ○射水市子ども条例

平成19年6月20日

条例第20号

### (目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、人間として生きるために大切な子どもの権利並びにそれにかかる市、親等、育ち・学びの施設関係者及び地域社会の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本を定めることにより、子どもの幸せと健やかな成長を図る社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市民をはじめとする市に關係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適當である者
- (2) 親等 親及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者
- (3) 育ち・学びの施設関係者 児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他の子どもを養育し、又は教育するための施設の設置者、管理者及び職員
- (4) 地域社会 地域に属する住民、諸団体及び事業者  
(人間として生きるために大切な子どもの権利)

第3条 一人の人間として生きるために、とりわけ大切にしなければならない子どもの権利は、次のとおりとする。

- (1) いのちと健康が守られること。
- (2) 差別、虐待、体罰、いじめ等を受けることなく安心して生きること。
- (3) 有害な環境から守られ、必要な保護又は支援を受けられること。
- (4) 個性が認められること、プライバシーが不当に干渉されないこと、余暇をもつこと等人格が尊重されて、はぐくまれること。
- (5) 適切な生活習慣を身に付けること、遊ぶこと、学ぶこと、文化芸術及びスポーツに親しみことにより、自分の人格と能力を最大限まで発達させること。
- (6) 自分の権利に影響を及ぼす事柄について意見を述べること。この場合において、子どもの意見は、子どもの年齢や成長に応じて、その意見の妥当性の程度にふさわしい配慮がなされ、尊重されなければならない。
- (7) 自分の感じたことを素直に表現すること、及び仲間をつくり集うこと。ただし、子どもが社会規範を守り、他人の権利を尊重するよう配慮がなされなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、子どもの幸せと健やかな成長を図るための施策の推進に努めなければならない。

2 市は、子どもの権利に関する市民の理解を深めるため、その啓発に努めなければならない。

### (親等の責務)

第5条 親等は、子育てに第一の責務があることを自覚して子どもの養育に努めなければならない。

2 親等は、子どもの豊かな人格を形成するため、安らぎのある家庭を築くよう努めなければならない。

3 親等は、子どもに対して、虐待や体罰その他不適切な養育を行ってはならない。

### (育ち・学びの施設関係者の責務)

第6条 育ち・学びの施設関係者は、子どもの幸せと健やかな成長を図るための物的環境、人的環境等の整備に努めなければならない。

2 育ち・学びの施設関係者は、子どもが安全な環境で、安心して活動できるように、災害発生の防止に努めなければならない。

3 育ち・学びの施設関係者は、いじめの防止に努め、体罰を行ってはならない。

### (地域社会の責務)

第7条 地域社会は、地域が子どもにとって、安全で安心して心豊かに過ごせる場となるように努めるものとする。

2 地域社会は、子どもが地域の一員として、社会参加できる機会の確保に努めるものとする。

3 事業者は、雇用する市民が安心して子どもを養育できるよう努めるものとする。

(連携)

第8条 市、親等、育ち・学びの施設関係者及び地域社会は、それぞれの責務を遂行するに当たり、子どもの幸せと健やかな成長を図るために、互いの連携に努めるものとする。

(相談及び救済)

第9条 市は、子ども、親等及び市民からの子どもの権利の侵害に関する相談に応じるため、相談窓口を置くものとする。

2 市は、前項の相談を受け、子どもの権利の侵害のおそれがある場合には、関係機関及び関係団体と連携をとり、救済に努めなければならない。

(推進計画)

第10条 市は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、射水市子どもに関する施策推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画を策定するに当たっては、第11条第1項に規定する射水市子ども施策推進委員会の意見を聞くとともに、広く市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

(推進委員会)

第11条 子どもに関する施策の充実を図るため、射水市子ども施策推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、前条第2項に定めるもののほか、子どもに関する施策の推進のために必要な事項について調査及び審議し、市長に対し意見を述べることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 相談窓口一覧

どんなことでもいいので、気軽に相談してください。秘密は守ります。



	相談窓口(対応)	電話番号・メールアドレス	時間帯・所在地など
射水市	教育委員会学校教育課	(0766)59-8090	月～金(祝日除く) 9時～17時 射水市役所下庁舎
	教育センター教育相談室 (教育相談員)	(0766)82-1678 (教育相談室直通)	水、金(祝日除く) 13時～17時 射水市役所布目庁舎別館
	市教育センター (センター所員)	(0766)84-9650 FAX84-9651 imizu-ec@tym.ed.jp	月～金(祝日除く) 9時～17時 射水市役所布目庁舎別館
	適応指導教室「いみずの」 (教育相談員)	(0766)84-9655 (教室直通)	月～金(祝日除く) 9時～17時 射水市役所布目庁舎別館
	子どもの悩み総合相談室 (あんしんルーム)	(0766)57-0100 (電話・FAX 共通 相談室直通) kodomo-soudan@city.imizu.toyama.jp	月～金(祝日除く) 9時～17時 射水市役所小杉庁舎
	子どもの権利支援センター ～ほっとスマイル～	(0766)55-2799 (電話・FAX 共通) smile@toyamav.net	水曜日(要予約) 射水市三ヶ3652-2
	家庭児童相談 母子・父子相談 (子育て支援課)	(0766)82-1965	月～金(祝日除く) 9時～17時 射水市役所新湊庁舎 子育て支援課内
いじめ相談専用全国統一ダイヤル		0570-0-78310(なやみいおう)	24時間対応
富山県	総合教育センター	いじめ相談専用 (076)444-6320(電話・FAX 共通) future@tym.ed.jp	24時間対応 富山市高田525
		教育相談専用 (076)444-6167	月・金 13時～17時
		子どもの発達相談専用 (076)444-6351	火・水・木 9時～12時 13時～17時
	西部教育事務所「相談室」 (生活指導主事・相談担当)	相談専用 (0766)26-7830 なやみゼロ	月～金 8時30分～17時15分
	子どもほっとライン (専任電話相談員)	076-443-0001 (電話・留守番電話・FAX共通) kodomohl@tam.ne.jp	月～金 10時～21時 21時以降は留守番電話対応
警察	高岡児童相談所 「子育てテレフォン相談」	0766-25-8314	24時間対応 高岡市本丸町12-12
	ヤングテレホンコーナー (少年の悩みごと相談)	0120-873-415 ハナソーヨイコ	8時30分～17時15分 (土日、祝日、年末年始除く)
	いじめ110番	0120-32-7867	
富山県警察本部少年課		076-441-2211 Young110@gaea.ocn.ne.jp	

## いじめをなくす射水市民五か条

射水市民としての誇りを胸に  
自分を常に正しく律しながら、  
品格ある生き方を目指します。

一 自分を大切にします  
ひとも大切にします

一 正しいと思つたことは  
勇気をもつて行動します

一 まちがいは素直に認め  
すぐに対しします

一 卑きような行いはしません  
許しません

一 互いに助け合い  
励まし合います

射水市議会市

## いみずし じょうれい 射水市子ども条例

あなたが笑顔で元気に暮らす社会をつくるために  
大切な子どもの権利



命と健康が守られる  
こと



安心して生きること  
例えば、差別、虐待、体罰、  
いじめを受けないこと。



悪い環境から守られ、  
困ったときには、助け  
を求める能够性があること



自分らしく生きること  
例えば、個性が大切にされること、  
プライバシーが守られること、ゆ  
とりをもって、自分のペースで過  
ごすこと。



育つこと  
例えば、適切な生活習慣を身に  
付けること、勉強、遊び、文化芸術、  
スポーツなどに取り組むこと。



自分自身の考え方をも  
つて、述べること  
大人は、あなたの考え方を十分に聞  
き、あなたにとってどうすること  
が、いちばん良いのかを考えます。



表現すること、仲間  
をつくって集うこと  
ただし、他人を傷つけたり、迷惑  
をかけたりしてはいけません。

射水市は、「射水市子ども  
条例」というきまりをつく  
って、7つの子どもの権利を  
特に大切にすることに決め  
ました。